

## 京都府都市計画道路網見直し検討委員会設置要綱

### (名称)

第1条 本委員会は、京都府都市計画道路網見直し検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 都市の将来像に見合う都市計画道路網の見直しのあり方を検討することを目的として本委員会を設置する。

### (委員)

第3条 委員会は、委員5名をもって構成する。

2 委員は、学識経験を有する者のほか、適当と認められる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

### (座長)

第4条 委員会には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、委員会を代表し、これを主宰する。

3 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、座長が招集する。

2 座長が必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 座長が必要と認めるときは、委員の一部で構成される部会を設置することができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、京都府土木建築部道路総括室道路計画室に置く。

### (その他)

第7条 本要綱に定めのない事項については、必要に応じ別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年11月24日から施行する。